318	4823	342	5075						
319	4834	343	5086						
320	4844	344	5097						
321	4855	345	5108						
322	4866	346	5119						
323	4878	347	5130						
324	4890	348	5140						
325	4899	349	5150						
326	4909	350	5160						
327	4920	351	5170						
328	4931	352	5180						
329	4943	353	5190						
330	4955	354	5200						
331	4965	355	5210						
332	4975	356	5220						
333	4985	357	5230						
334	4995	358	5240						
335	5005	359	5250						
336	5015	360	5260						
337	5025	361	5268						
338	5035	362	5276						
339	5045	363	5285						
340	5055	364	5294						
341	5065	365	5303						

中間の長さに対応するフリーボードは、一次補間法によって求めるものとする。

長さ三百六十五メートルを超える船舶については、主管庁が定めるところによる。

第二十九規則　長さ百メートル未満の船舶に関するフリーボードの修正（セット）

長さ二十四メートル以上で百メートル未満のB型船舶であって、船舶の長さの三十五パーセント未満の有効長さをもつ閉囲船楼を有するものの表定フリーボードは、次の式による値を加えなければならない。

$$7.5\ (100-L)\left(0.35-\frac{E_1}{L}\right)$$

この場合において、

Lは、メートルによる船舶の長さとする。

E1は、第三十五規則に定義するメートルによる船楼の有効長さ（トランクの長さを除く。）とする。

第三十規則　方形係数による修正

方形係数（Cb）が〇・六八を超えるときは、第二十八規則に定める表定フリーボード又は第二十七規則(8)及び(10)並びに第二十九規則の規定が適用されるときはその修正を行なったフリーボードに係数$\frac{C_b+0.68}{1.36}$を乗じなければならない。

方形係数は、一・〇を超えてはならない。

第三十一規則　深さによる修正

(1)　Dが十五分の一Lを超える場合には、フリーボードは、次のとおり増さなければならない。

$$\left(D-\frac{L}{15}\right)R\ （ミリメートル）$$

この場合において、

Rは、百二十メートル未満の長さにおいては〇・四八分の一Lとし、百二十メートル以上の長さにおいては二百五十とする。

(2)　Dが十五分の一Lより小さい場合には、フリーボードを減じてはならない。もっとも、船舶の中央部に少なくとも〇・六Lにわたって閉囲船楼を有する船舶又は閉囲された分立船楼とトランクとの結合が船首尾に全通する船舶にあっては、そのフリーボードを(1)に規定する割合で減ずるものとする。

(3)　船楼又はトランクの高さが対応する標準の高さより小さい場合には、計算された減少の幅は、実際の船楼又はトランクの高さの第三十三規則に定義する標準の高さに対する比に比例させて修正するものとする。

第三十二規則　甲板線の位置による修正

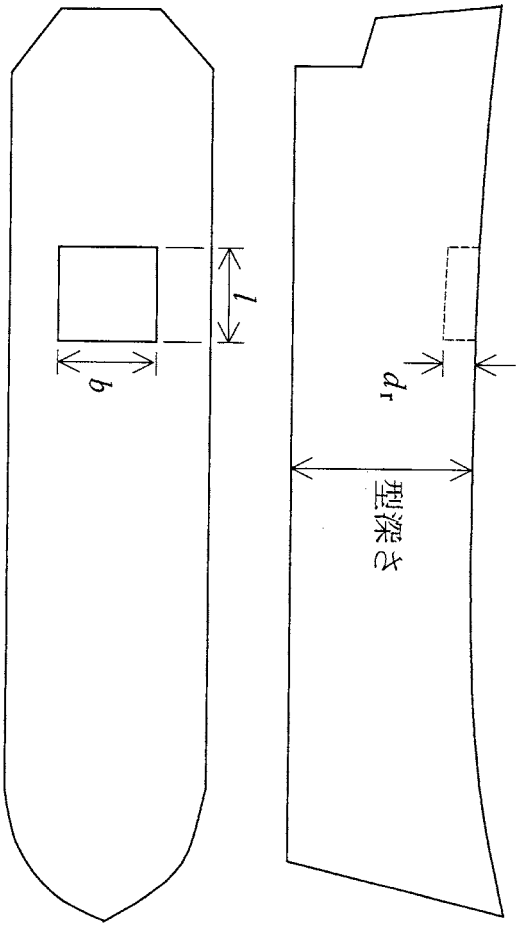
甲板線の上縁までの実際の深さがDより大きいか又は小さい場合には、この深さの差は、フリーボードに加えるか又はフリーボードから差し引かなければならない。

第三十二―一規則　フリーボード甲板線の屈折部による修正

(1)　屈折部がフリーボード甲板に備えられ、及び当該屈折部が船舶の船側まで達していない場合には、屈折部を考慮することなく計算されたフリーボードは、当該屈折部により生ずる浮力が減少することに対する修正を行わなければならない。当該修正は、屈折部の容積を最小型深さの八十五パーセントの位置における水線面積で除することによって得られた値と同等とする。（第三十二―一―一図参照）

(2)　当該修正は、他の全ての修正（船首高さの修正を除く。）が適用された後に得られるフリーボードに加えるものとする。

(3)　(1)及び(2)に定める浮力の減少による修正を行ったフリーボードが屈折部の底面まで測った型深さを基礎として決定された最小形状フリーボードより大きい場合には、当該最小形状フリーボードを用いることができる。



第三十二―一図